

週二回(火・金)定期発行  
必要に応じ号外発行

# 公報

第六十二号

一九六五年

八月六日

| 目次                                | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| 規 則                               |     |
| ○計量法附則第三条及び第六条の計量等を定める規則(規則第九十八号) | 1   |
| ○児童福祉施設の指定について(告示第二百七十八号)         | 1   |
| 告 示                               |     |
| ○道路位置の指定について                      | 2   |
| ○失踪に関する届出の催告について                  | 2   |
| ○公示催告                             | 2   |

## 規 則

### 規則第九十八号

計量法(一九五三年立法第八十九号)附則第三条及び第六条の規定に基づき、計量法附則第三条及び第六条の計量等を定める規則を次のように定める。

一九六五年八月六日

行政主席 松 岡 政 保

### 計量法附則第三条及び第六条の計量等を定める規則

(尺貫法による計量単位)

第一条 計量法(一九五三年立法第八十九号。以下「法」という。)附則第三条の規則で定める計量は、次の各号に掲げる計量とし、同条の規則で定める日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- 一 土地または建物に関する計量 一九七二年六月三十日
- 二 輸出すべき貨物に関する計量 一九七二年六月三十日

| 公 告              |   |
|------------------|---|
| ○道路位置の指定について     | 2 |
| ○失踪に関する届出の催告について | 2 |
| ○公示催告            | 2 |

(ヤードポンド法による計量単位)

第二条 法附則第六条第二項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる計量とする。

一 航空機の運航に関する次に定める計量

イ 航空機の運航に関する計量

ロ 航空機の運航に供するための気象、地象又は水象に関する計量

ハ 航空機による運送に関する計量

ニ 航空機及び航空機用機器の製造、修理その他航空機及び航空機用機器に関する計量

ホ 航空機及び航空機用機器の部品に関する計量

二 道路交通法(一九六三年立法第九号)に規定する速さの計量

三 輸出すべき貨物に関する計量

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 計量法第八条の計量を定める規則(一九五八年規則第三百一十一号)は、廃止する。

## 告 示

### 告示第二百七十八号

社会福祉主事及び保母試験規則(一九六二年規則第百十七号)第十条第五項による児童福祉施設として次の施設を指定する。

一九六五年八月六日

### 施 設

那覇市首里当ノ蔵保育所

那覇市松川保育所

那覇市重民町保育所

那覇市樋川保育所

那覇市安謝保育所

那覇市宇栄原保育所

コザ市山内保育所

名護町営保育所

石川市保育所

行政主席 松 岡 政 保

那覇市首里当ノ蔵町一丁目二十八番地

那覇市松川二八番地

那覇市重民町一丁目二番地

那覇市樋川九九番地

那覇市宇栄原一〇九番地

那覇市宇栄原五六八番地

コザ市山内上迫原一八七の一・一八七の二番地

名護町字名護一六一一番地

石川市字石川三六六番地

読谷村保育所  
嘉手納村保育所  
糸満町立第一保育所  
北谷村保育所  
本部町保育所  
平良市立保育所  
石垣市保育所

読谷村字波平六〇番地の一  
嘉手納村字嘉手納三一二番地  
糸満町字糸満一九四三番地  
北谷村字吉原七三番地  
本部町字渡久地二二三一番地  
平良市字西里四番地  
石垣市大川七〇番地

公 告

建築基準法第三十八条第一項第五号の規定により道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

一九六五年八月六日

行政主席 松岡政保

一 申請人住所 名護町字名護四八七番地

氏名 古堅宗秀

二 道路位置の指定

| 指定       | 延長        | 関係地番                             |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 市員       | 延         | 長                                |
| 四・〇〇メートル | 四一・五〇メートル | 名護町字名護一五四〇番地<br>一五四一・一五四一の一・一五四二 |

失効に関する届出の通知

1965年(家)第285号

本 籍 中頭郡北谷村字上勢頭255番地

最後の住所 福岡県(以下不詳)

不在者 高宮城 実 思

生年月日 大正2年5月10日生

上記の不在者に対し高宮城チルから失踪宣告の申立があったから、不在者は1966年2月2日 時までに当裁判所に生存の届出をなされたい。

届出のない場合は失踪宣告を受けることになります。

また不在者の生死を知っている者は、上記期日までにその旨当裁判所に届け出て下さい。

1965年8月2日

廿 廻 炭 回 郷 道 所

一九六五年治(第一〇号)

公 示 催 告

住所 鹿兒島県大島郡徳之島町亀津一、〇五八番地  
申 立 人 明 和 福 高  
住所 那覇市若狭町二丁目二三番地  
右訴訟代理人 稲 嶺 成 昭

株 券 の 表 示

一 別紙目録記載のとおり  
右株券について、申立人から公示催告の申立があったので、その所有者は一九六六年三月四日午前一〇時までに当裁判所に権利を届け出ると同時にその株券を提出されたい。

若し右期日までに右届出がないときはその株券の無効を宣言することがある。

一九六五年八月三日

那覇治安裁判所

裁判官 屋 宜 廷 珍

株 券 の 表 示

一 琉球石油株式会社 二〇株 二枚

株券の種類及枚数 拾株券 二枚

株券の記号及番号 は一五二六・は一五二七

一枚の額面金額 B 円一〇〇〇円也

一株の払込金額 全額払込済

株券発行年月日 一九五二年一月一日

発 行 者 琉球石油株式会社 取締役社長 稲 嶺 一 郎

発 行 当 時 名 義 人 明 和 福 高

最 終 名 義 人 明 和 福 高

|     |             |
|-----|-------------|
| 発行所 | 総務局渉外広報部文書課 |
| 販売所 | 総務局財務部用度課   |

一 ひかり印刷所印行